

令和6年 4月 1日

計画相談支援・障害児相談支援における
機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書

事業所名	社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所		
異動等区分	<input checked="" type="radio"/> 1 新規 <input type="radio"/> 2 変更 <input type="radio"/> 3 終了		
届出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 機能強化型(継続)サービス利用支援費 <input type="checkbox"/> 2 (II) <input type="checkbox"/> 3 (III) <input type="checkbox"/> 4 (IV) ※		

※機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

- ① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。

相談支援専門員の配置状況

相談支援専門員	常勤専従 4 人	常勤兼務 1 人	<input checked="" type="radio"/> 有・無
上記のうち現任研修修了者	常勤専従 2 人	常勤兼務 1 人	

※ 常勤専従者の兼務については、業務に支障のない範囲とする。

- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。

- ③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。

- ④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。

- ⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。

- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。

- ⑦ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)が40件未満である。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

※ 当該届出様式は標準様式とする。